

令和 6 年度 第 6 回 常議員会資料

日時 令和 6 年 11 月 12 日 (火) 午後 1 時 30 分
場所 黒石商工会議所 会頭室

黒石商工会議所

令和 6 年度スローガン

『 激 変 の 時 を 乘 り 越 え て

未 来 創 造 』

次 第

1. 開 会

2. 会 頭 挨 捶

3. 議 案 審 議

議案第 1 号 労働保険事務組合事務処理規約の改正（案）について

議案第 2 号 黒石商工会議所職員給与規則の一部改正（案）について

4. 報 告 事 項

①各部会・委員会、青年部・女性会活動について

5. そ の 他

議案第1号 労働保険事務組合事務処理規約の改正（案）について

改正前

別表第1

労働保険事務処理規約第18条の手数料の額は次のとおり定める。

一 元 適 用 事 業 所		二元適用事業所及び二以上委託事業所	
常時使用労働者数	手 数 料 の 額	常時使用労働者数	手 数 料 の 額
1～3人	6,000	1～3人	7,500
4～6	6,500	4～6	8,500
7～9	7,000	7～9	10,000
10～15	8,000	10～15	11,500
16～20	9,000	16～20	13,000
21～30	10,000	21～	15,000
31～	12,000		

上記金額に特別加入者1人につき500円を加算する。

二以上委託事業所については常時使用労働者数を通算する。

※「手数料の額」は消費税を含まない。

改正後

別表第1

労働保険事務組合事務処理規約第18条の手数料の額は次のとおり定める。

一 元 適 用 事 業 所		二元適用事業所及び二以上委託事業所	
常時使用労働者数	手 数 料 の 額	常時使用労働者数	手 数 料 の 額
1～5人	8,000円	1～5人	10,000円
6～10人	9,000円	6～10人	12,000円
11～20人	11,000円	11～20人	14,000円
21人～	15,000円	21人～	18,000円

上記金額に特別加入者1人につき500円（税抜）を加算する。

二以上委託事業所については常時使用労働者数を通算する。

※「手数料の額」は消費税を含まない。

附 則

（施行期日）

本規約の改正事項は、令和7年4月1日から施行する。

議案第2号 黒石商工会議所職員給与規則の一部改正（案）について

黒石商工会議所職員給与規則

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の日割計算)</p> <p>第10条 給与期間の中途に新たに職員となつた者及び休職又は復職した者の給料、昇給並びに減給の場合は、日割計算した額を支給する。</p> <p>2 前号の日割計算は、給料月額の<u>20</u>分の1の額に勤務日数を乗じて計算した額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>本規程の改正事項は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(給料の日割計算)</p> <p>第10条 給与期間の中途に新たに職員となつた者及び休職又は復職した者の給料、昇給並びに減給の場合は、日割計算した額を支給する。</p> <p>2 前号の日割計算は、給料月額の25分の1の額に勤務日数を乗じて計算した額とする。</p>